





## 1. 生活保護制度の理念と「自立」

生活保護制度は、日本国憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という生存権の理念に基づいています。生活に困っている方に対し、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、人間らしい生活を営めるよう保障し、その「自立」を助けることが本制度の目的です。

### 【自立への支援】

「自立の助長」とは、単に収入を増やすことではありません。

- ・ **経済的自立** : 働いて収入を得ることで、家計を支える。
  - ・ **日常生活自立** : 健康管理や家事など、規則正しい生活を自ら送る。
  - ・ **社会生活自立** : 社会とのつながりを持ち、地域で孤立せずに暮らす。
- ※暴力団員の方は、生活保護制度を利用することができません。

## 2. 利用者の「権利」について

生活保護制度では、利用者の皆さんの「義務」よりも先に、法律で定められた「権利」が尊重されます。

### 1. 利用の権利:

条件を満たせば、どなたでも必要に応じた生活保護を利用できます。

### 2. 不利益変更の禁止:

正当な理由なく、保護費を減らされたり、生活保護の利用ができなくなることはありません。

### 3. 非課税・差押禁止:

支給された保護費に税金がかかることはありません。また、保護費や受給権を差し押さえられることもありません。

※生活保護の決定(開始・変更・停止・廃止等)は、必ず「書面(文書)」でお知らせします。

### 3. 利用するための要件(補足性の原理)

生活保護は、自分の持てる能力や資産など、あらゆるものを生活のために活用してもなお苦しいときに、その不足分を補う仕組みです。

#### 【資産の活用】

資産価値が乏しいものや、利用する方が生活に意味がある(自立に役立つ)ものを除き、原則として保有が認められず、活用し、生活費に充てていただきます。

#### ・ 不動産(土地・家屋):

現在住んでいる不動産は、原則として保有が認められます。

現在使用していない土地・家屋、耕作していない田畑

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なもの(評価額が概ね500万円以上)

#### ・ 生命保険:

保護開始時の解約返戻金が少額(最低生活費の3か月分以下)かつ、毎月の保険料が少額(最低生活費の1割以下)であれば継続可能です。

#### ・ 学資保険:

返戻金が50万円以下であれば、進学のために保有が認められる場合があります。

#### ・ 自動車:

原則処分が必要ですが、障がい者の通院、交通へき地での通勤、半年以内の就労自立の可能性がある場合などには認められる場合があります。

#### ・ 原付・バイク: 125cc以下の原付等は、要件を満たせば保有が認められます。

#### 【能力の活用】

働く能力がある方は、その能力に応じて働いていただきます。ただし、病気や障がい、育児・介護、その他の理由で働くことができないと認められた場合は求められません。就労に向けて、職業訓練等の支援も行います。

#### 4. 親族からの援助(扶養)について

親族からの援助は「保護に優先」しますが、これは「援助があればその分の保護費を減らす」という意味であり、「親族の援助がないと保護を受けられない」という意味ではありません。

また、以下のような場合には、親族への照会をしないことがあります。

- ・ DV や虐待の被害がある、あるいは照会が自立を阻害する恐れがある場合。
- ・ 10年程度音信不通、あるいは縁が切られている場合。
- ・ 親族が高齢者(概ね70歳以上)、施設入所者、多額の借金がある場合など。

#### 【本人が照会を拒否する場合】

その理由を丁寧に聞き取り、意思を尊重する方向で検討します。不安な方は必ずご相談ください。

## 5. 相談から保護決定までの流れ

### 1. 相談:

現在のお困りごとについてご相談ください。ご家庭の状況を詳しくお聞きします。福祉事務所の職員には守秘義務があります。秘密は厳守しますので安心してご相談ください。

生活保護制度について説明をさせていただき、生活困窮者自立支援制度や社会保障制度が活用できる場合には、そちらも併せてご案内します。

※外国籍の方は、生活保護に準じた取扱いがあります。

### 2. 申請:

生活保護の申請は、本人の意思で申請することが必要です。申請書類に記入して提出します。

本人による申請が困難な場合は、同居の親族や扶養義務者が手続きすることも可能です。

窮迫した状況にある場合は、本人からの申請がなくても福祉事務所の判断で職権により生活保護を開始することがあります。

### 3. 調査:

地区担当ケースワーカーが家庭訪問を行い、生活実態を確認します。併せて銀行、勤務先、親族への調査等を行います。

### 4. 審査:

調査に基づき、一緒に生活している人をひとつの世帯として、その世帯の「最低生活費」と「すべての収入」を比較して、保護の要否を判断します。

### 5. 保護決定:

原則として申請から14日以内(最長30日以内)に保護を利用できるかどうかの決定結果を書面で通知します。

### 6. 保護開始:

保護の利用が決定すると、申請日にさかのぼって保護が開始されます。

保護費の支給日は、原則として毎月5日です。

ただし、5日が土曜日、日曜日、祝日のときは、それよりも前の日になります。

また、やむをえず支給日を変更するときは前もって連絡します。

支払方法は口座振込が基本ですが、状況により窓口支給をする場合もあります。

## 6. 保護費の仕組みと8つの扶助・加算

国が定める最低生活費と、世帯の全収入の差額を支給します。

$$\text{支給額(保護費)} = \text{最低生活費} - \text{世帯の全収入}$$

世帯の最低生活費				
生活費	住宅費	教育費	医療費	介護費
収入		保護費		
収入		保護費		
収入		保護費		

保護を受けることができます。

保護を受けることができません。

### 【生活を支える8つの扶助】

国が定めた基準による限度額の範囲内で次の8種類の扶助(給付)のうちから生活上の必要に応じて生活保護費が支給されます。

- 生活扶助：衣食、光熱水費
- 住宅扶助：家賃、地代、修繕費。転居が必要な場合に敷金や引越代。(限度額以内)
- 教育扶助：義務教育(小・中学校)の学用品、給食費
- 医療扶助：医療(診察、薬剤、入院、治療材料等)にかかる費用(保険適用内に限る)
- 介護扶助：介護保険サービス(居宅・施設介護)利用料(自己負担分)
- 出産扶助：出産費用(限度額以内)
- 生業扶助：高校の就学費用、技能・資格習得、就職準備
- 葬祭扶助：葬儀費用(限度額以内)

## 【世帯の状況に合わせた各種加算】

- ・ 冬季加算：冬の暖房費(11月～3月)。
- ・ 期末一時扶助：年末年始の特別費用(12月)。
- ・ 母子加算：ひとり親世帯。
- ・ 障害者加算：障がいがある方を含む世帯。
- ・ 児童養育加算：18歳未満の児童を養育している方。

※1から8のほか、就労して保護が不要になる場合や、大学進学の際にも給付が受けられる場合があります。

※毎月の定例的な給付のほか、臨時に費用が必要となる場合にも給付可能な場合がありますので、事前に相談してください。

- ・ 治療材料：医師が必要と認めためがね、コルセット、紙おむつ代などが支給されます。
- ・ エアコン：保護開始時や転居先にエアコンがない場合、購入費が支給されることがあります。
- ・ 通院移送費：電車・バスのほか、歩行困難な場合はタクシー代等の支給が認められます。
- ・ その他：入学準備金、住居の契約更新料、転居費用、保護開始時等の被服・布団など

## 【日常生活のサポート】

- ・ 公課免除：NHK受信料、国民年金保険料、市県民税、固定資産税が申請により免除されます。

## 7. 医療の受け方

- ・ 病院を受診する際は、事前に連絡し「医療券(診療依頼書)」を受け取ってください。
- ・ 休日・夜間などに急病になった場合は、病院の窓口で生活保護受給中であることを伝えて診療を受けて、できるだけ早く福祉事務所に連絡してください。
- ・ 保険適用の範囲内の治療が受けられます。ジェネリック医薬品の使用が原則です。

## 8. 利用者の義務

### 【守っていただく義務】

#### ・生活維持向上義務:

働ける人は働いて収入を得るよう努めてください。また、病気やけがで働けない場合には、必要な受診をし、治療に努めてください。

計画的にお金を使い、自立に努めてください。

住宅の家賃などは、それぞれの目的で支給されているものですので、滞納などがないようにしてください。

#### ・届出の義務:

収入(給与、年金、手当、保険金、相続、借金などすべての収入)や生活状況の変化は必ず届け出てください。

#### ・指導・指示:

福祉事務所から、正しく生活保護を利用するために必要な範囲で指導・指示を行う場合があります。指導・指示に正当な理由がなく従わないと認められる場合は、弁明の機会を設けたうえで、保護の変更、停止、または廃止を行うことがあります。

### 【収入申告のメリット】

収入を申告すると「基礎控除」などが適用され、働いた分の一部が手元に残るようになっています。

### 【高校生のアルバイト料について】

正しく申告すれば、クラブ活動費、修学旅行費、学習塾費、大学受験料、入学金、前期授業料などに使うことができ、その分は収入から除外(控除)されます。

## 9. 保護費の返還と徴収について

次のような場合には、すでに支給した保護費(医療費・介護費等を含む)を返還していただく必要があります。

### ・資力があるにもかかわらず保護を受けた場合(生活保護法第63条)

すぐには活用ができない資力(不動産、自動車、年金の受給権、財産相続など)がありながら、やむを得ず保護を受けた場合には、資力が活用できるようになった時は、それまでに受け取った保護費を返還しなければなりません。

ただし、その金銭を「世帯の自立更生」のために充てると認められる場合は、返還額の一部または全部が免除されることがあります。資力が活用できるようになった時は、必ず収入を受け取る前に地区担当ケースワーカーへご相談ください。

### ・不正な手段により保護を受けた場合(生活保護法第78条)

事実と異なる申告をしたり、収入を隠したりして不正な手段により保護を受けた場合には、受け取った保護費の全額が徴収されます。

さらに受給額の最大40%が加算金(ペナルティ)として上乗せされる場合があります。この場合、原則として返還免除の適用はありません。

### ・罰則(生活保護法第85条)

事実と異なる申告をしたり、収入を隠したりして不正な手段により保護を受けた場合には、警察への告訴・告発を行うことがあります。3年以下の懲役または100万円以下の罰金に処される可能性があり、刑法の詐欺罪が適用されることもあります。

## 10. 不服申し立て

保護の決定内容でわからないところがあるときは、まずは地区担当ケースワーカーまたは備前市福祉事務所にお尋ねください。

それでも納得がいけない場合は、決定のあったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に、岡山県知事に対して審査請求をすることができます。



備前市福祉事務所 社会福祉課 生活福祉係

住所：〒705-8602

備前市東片上126番地(市役所本庁舎 1階)

電話：0869-64-1826(直通)

ホームページ：市のホームページからもこのしおりを閲覧可能です。

【令和 8 年4月発行】備前市福祉事務所